

留学生の受入れについて

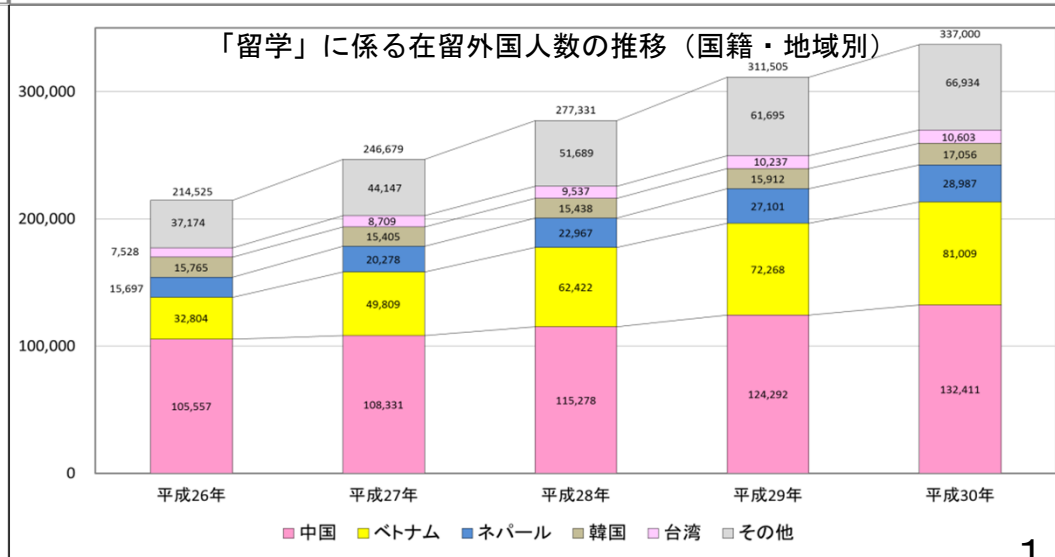
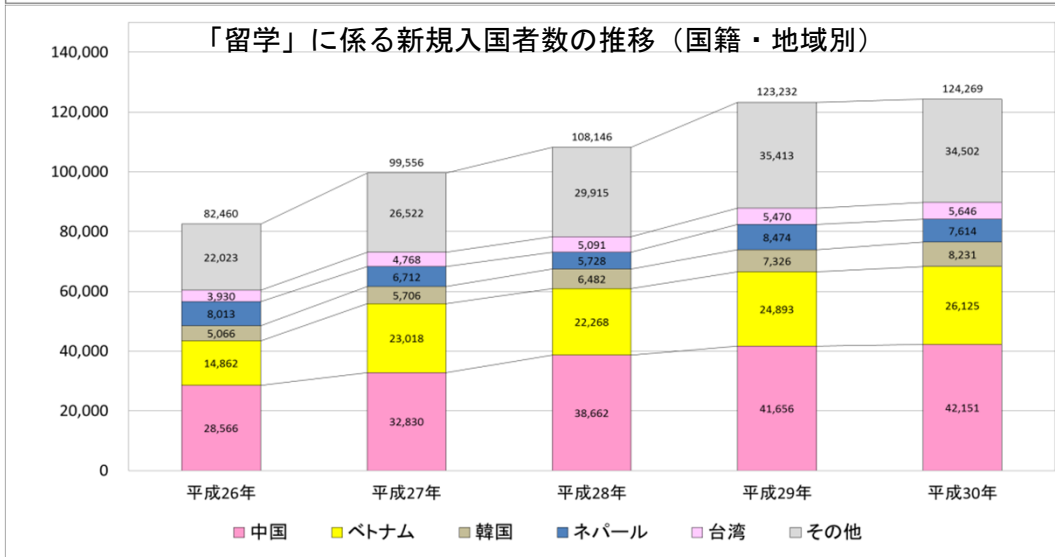
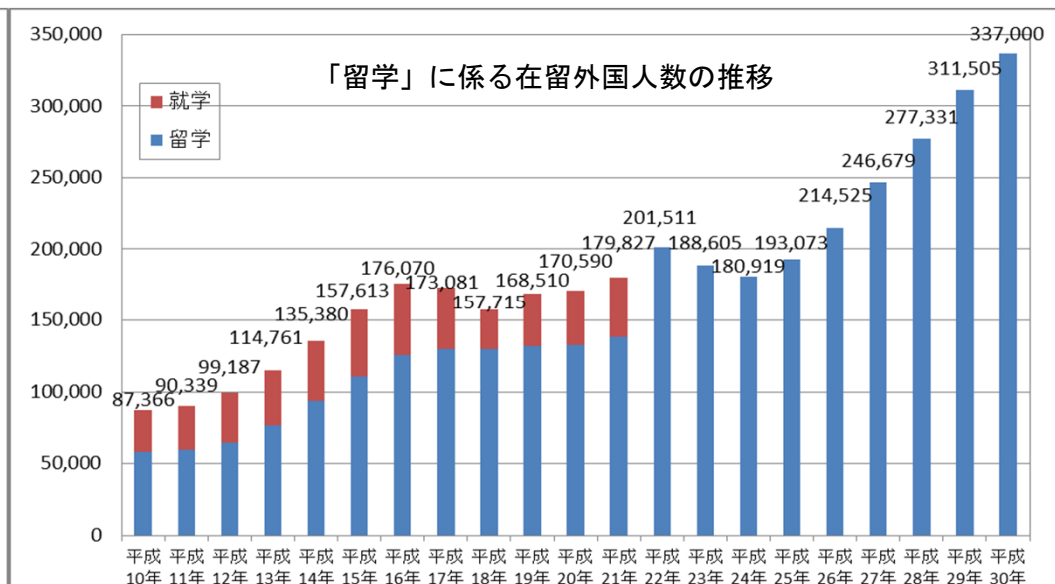
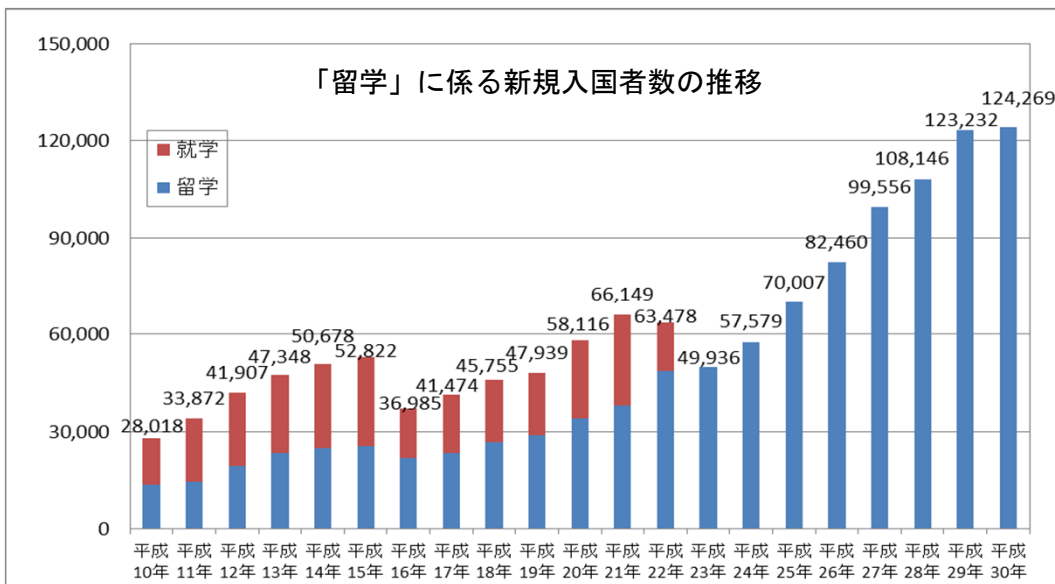
令和元年9月
出入国在留管理庁

【目次】

1	日本語教育機関に関する管理の適正化 在留資格「留学」に係る新規入国者数・在留外国人数……………	1
	「日本語教育機関の告示基準」及び「適正校・非適正校選定基準」の見直し……………	2
2	大学・専門学校に関する管理の厳格化 留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針……………	3
3	留学生の就職支援 在留資格「留学」に係る就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移……………	5
	留学生の就職支援……………	6
	日本料理海外普及人材育成事業の見直しについて……………	7



- 新規入国者数及び在留外国人数ともに、近年増加傾向。
- 国籍・地域別にみると、新規入国者数、在留外国人数ともに中国とベトナムで過半を占めている。



(注1) 在留外国人数は各年末現在の数(平成23年までは外国人登録者数, 平成24年以降は在留外国人数)。

(注2) 平成22年7月施行の法改正で「就学」は「留学」に一歩化。



・「日本語教育機関の告示基準」とは、「留学」の在留資格で在留する外国人を受け入れることができる日本語教育機関を告示する際の基準を定めたもの。告示から抹消された場合、新たな留学生の受入れができなくなる。

I 告示基準の見直し

【抹消基準】

- ・3年連続で在籍管理が適正でない(非適正校)と認められたとき【施策番号57②, 58②】
(注)「非適正校」については、下記Ⅱ参照。
- ・6か月間の全生徒の1か月当たり平均出席率が7割5割を下回るとき【施策番号56①】
- ・1年間(暦年)に入学した者の3割半数以上が不法残留したとき【施策番号56②】
- ・大学等進学者(非正規生を除く)、就労を目的とする在留資格への変更を許可された者及びCEFR・A2相当以上と認められる者の合計の割合が3年連続で7割を下回るとき【施策番号56③】
- ・日本語の教育を受ける活動を行っているとは認められない生徒が相当数存在する場合であって、その状況を是正する措置が適切にとられていないと認められるとき
(注)「CEFR(Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment)」とは外国語能力を測る基準として欧州評議会が発表した基準であり、A1から最高レベルのC2まで6段階でレベル判定を行っている。[A2]はよく使われる文や表現等の理解が可能なレベルである。
- ・生徒に対し人権侵害を行い又は法令違反を唆し若しくは助けていたとき
- ・告示基準のいずれかに該当していない(報告懈怠、虚偽文書提出等)
- ・誓約事項等を遵守していない

【入管へ報告】

- ・告示基準適合性に関する定期的な点検・報告・点検記録の保存【施策番号57①】
※ 点検・報告については、適正校は3年に1回、非適正校は毎年実施する。
※ 第1回目は、令和2年4月1日時点の適合性に係る点検結果を同年6月末までに報告することを予定。
- ・全生徒の6か月間の出席率及び当該期間における個々の生徒ごとの月単位の出席状況報告【施策番号56①】
- ・大学等への進学状況(非正規生を除く)、就労を目的とする在留資格への変更許可状況及びCEFR・A2相当レベル以上の日本語能力試験の結果の報告・公表【施策番号58①】
- ・大学等進学者(非正規生を除く)、就労を目的とする在留資格への変更を許可された者及びCEFR・A2相当以上と認められる者の合計が課程修了認定者の7割未満の場合、改善方を報告

【在籍管理】

- ・資格外活動許可を受けている生徒に対して勤務先の届出を求め、当該届出の内容を保存
- ・1か月の出席率が8割未満の生徒への改善指導、指導状況の記録及び記録の保存
- ・1か月の出席率が5割未満の生徒の身分事項及び資格外活動許可の勤務先の報告
- ・在留期間・資格外活動許可の把握、適切な指導及び助言

Ⅱ 適正・非適正校の選定基準の見直し【施策番号58②】

- ・教育機関の在籍管理の適正性について、通達に基づき不法残留者割合等の基準により適正校・非適正校を選定。
→ 非適正校は、最長の在留期間が許可されないほか、申請時における提出資料の緩和措置等がない。
※不法残留者等(下記①～⑤)/前年1月末現在の在籍者>5%のときは非適正校

適正・非適正校の選定要素の追加

- ① 不法残留者
- ② 在留資格「留学」の在留期間更新許可申請が不許可(修学状況の不良等在留実績に関するものに限る。)となった者
- ③ 「留学」の在留資格を取り消された者
- ④ 資格外活動許可を取り消された者
- ⑤ 退去強制令書が発付された者

(参考)外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

【施策番号56】

留学生を受け入れることができる日本語教育機関を法務大臣が指定する告示である留学告示からの抹消の基準について、従前から告示基準に存在する抹消の基準である全生徒の出席率①、全生徒に占める不法残留者等の割合等の基準を厳格化②するとともに、新たな抹消の基準として、留学生の日本語能力に係る試験の合格率等による厳格な数値基準を導入③する。

【施策番号57】

現状では、日本語教育機関は、留学告示に定められた後は、地方入国管理局から求められた場合等に限って告示基準への適合性について点検・報告することとされるにとどまっているところ、法務省は速やかに告示基準を改正し、告示された時点での日本語教育機関の計画を踏まえ、告示基準適合性に係る定期的な点検及び地方入国管理局に対する報告①を日本語教育機関に義務付ける。

法務省は、引き続き告示しておくことが適当でないと判断した場合は、必要な指導を行い、なおも改善がみられない場合等において、告示から抹消②することとする。法務省は、必要に応じ、文部科学省と協議した上で日本語教育機関に対する指導を行う。

【施策番号58】

教育の質の確保及び留学生の在籍管理の徹底のため、平成31年3月を目途に告示基準を改正し、日本語教育機関に対し、留学生の日本語能力に係る試験の結果等の地方入国管理局に対する報告及び公表①を義務付ける。あわせて、在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請の際の提出資料の見直しを図ることにより地方入国管理局における審査を厳格化するほか、地方入国管理局における日本語教育機関の適正性判断に係る選定基準を見直す②。

【施策番号59】

告示基準における日本語教育機関の抹消の基準等の適用に当たっては、出席率をICTによる記録に基づき審査するなどし、その適正性についての確かな判断を行う。

※ ICT化促進のため、ICTを導入した日本語教育機関に優遇措置を設けることも検討【施策番号59】

(注) 赤字が今回の改正で追加・見直したもの。

留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針

2019年6月11日
文部科学省
出入国在留管理庁

- 我が国の外国人留学生は修学を目的に来日して高度な知識・技能を身に付け、多様な活躍の機会を得ることが期待される。
- 我が国での就労を目的とする留学生を安易に受入れることは、留学生本人の不利益につながるるとともに、受入機関の教育活動・在籍管理・学校運営への支障が生じる可能性がある。また、適正な留学目的で来日する留学生も含めた、留学生制度全体の信頼・信用の失墜につながる。
- このため、留学生の在籍管理の徹底について、政府・大学等が一体となって対策を講じる必要がある

現状の課題

- ① 所在不明者や所在不明を理由とした除籍者が多く発生し、不法滞在、不法就労等につながっている実態が懸念される

1. 正規・非正規・別科の留学生受入れに共通した対応方針

(1) 留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化

- ◆ 各大学等への通知発出により在籍管理の徹底を再要請 措置済
- ◆ 退学者・除籍者・所在不明者の定期報告の実施方法の見直し 措置済
- ◆ 所在不明者等の発生状況に応じて在籍管理状況を調査、必要な改善指導を実施

実態把握の手順

- ① 長期欠席者（1カ月）の状況に応じて、原因分析と対応策の報告を要請
- ② 不法残留者、退学者、除籍者、所在不明者等の発生状況に応じてヒアリング、実地調査等を実施
- ③ 在籍管理が不十分な場合、改善指導

(2) 在籍管理の適正を欠く大学等に対する在留資格審査の厳格化 （法務省令等の改正）

- ◆ 1. の改善指導の結果、改善が見られない場合、在籍管理非適正大学として、法務省に通告

- ◆ 「在籍管理非適正大学」及び3年連続「慎重審査対象校」（注）とされた大学等については、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止し、大学等名を文部科学省と同時に公表
- ◆ 「慎重審査対象校」の判断基準の見直し及び同校の留学生の在留資格審査において、経費支弁能力に関する資料に加え、日本語能力について試験による証明を求めることを検討

（注）慎重審査対象校とは、不法残留者数等にかんがみ、留学生の経費支弁能力等について慎重な審査を行う大学等を指す

※ 上記の他、文部科学省として、不法残留者等の発生状況を踏まえた私立大学等経常費補助金の減額・不交付措置の導入、在籍管理の適正を欠く大学等への制裁の強化（奨学金枠の削減、該当大学名の公表、政府主催の留学フェアへの参加制限）等

文部科学省の対応策

出入国在留管理庁の対応策

2. 非正規・別科・専門学校への追加的対応方針

(1) 非正規や別科（専ら日本語教育を行うもの以外）等を活用する学校への対応方針

(2) 専ら日本語教育を行う別科（留学生別科）への対応方針

現状の課題

② 学部研究生、別科（専ら日本語教育を行うもの以外）、専門学校を、実質的に進学のための予備教育課程として運用し、日本語能力が十分でない留学生を受入れている実態が懸念される

③ 専ら日本語教育を行う留学生別科について、教育の質確保や留学生の適正な受入れのための仕組みがない

文部科学省の対応策

◆ 実質的に大学学部進学のための予備教育課程として運用されていないか、大学入学相当（日本語能力試験N2相当）の日本語能力を入学時に求めているかについて確認、法務省に通告

確認の観点
・入学時の日本語能力要件（日本語能力試験N2相当）
・履修科目の正規課程科目との同一性
・日本語科目のレベル・経費支弁能力の確認方法 等

◆ 専門学校についても所轄庁（都道府県）が同様の情報把握や地方出入国在留管理局への提供を行うよう、所轄庁に要請、あわせて確認の観点など必要なノウハウを提供

◆ 専ら日本語教育を行う留学生別科について、日本語教育機関に関する法務省の告示基準に準じた上陸基準省令に基づく基準を策定

準用する告示基準の要素の例
・学則
・生徒数
・施設・設備（校地・校舎、教室等）
・入学者の募集・選考
・在籍管理
・教育課程
・教員・事務職員
・校地・校舎、教室等
・抹消の基準 等

出入国在留管理庁の対応策

◆ 大学学部進学のための予備教育を受ける場合は、上陸基準省令上の研究生・聴講生による在留資格「留学」の対象外とする
（2（2）の留学生別科の新上陸基準での受入れに移行）
※これにより、日本語教育機関から実質的に日本語予備教育を受ける学部研究生等に進学した場合には在留期間の更新ができなくなる。

◆ 専門学校についても、文部科学省、地方出入国在留管理局及び所轄庁との情報共有等の連携の枠組により、在籍管理が不適切な専門学校が判明した場合には、1（2）と同様に、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止し、専門学校名を所轄庁と同時に公表

◆ 留学生別科の教育施設・設備、教員の資質等が基準に適合するかどうかを確認、法務省に通告

◆ 専ら日本語教育を行う留学生別科で受け入れる留学生の在留資格審査においては、当該別科が文部科学省による基準適合性の確認を受けていることを許可の要件とする

【上陸基準省令の改正】

在留資格「留学」に係る 就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移



- 平成29年に就職を目的として在留資格変更の許可をした数は2万2,419人で、28年と比べ2,984人（15.4%）増加している。平成15年以降一貫して増加傾向にあったところ、世界的な不況の影響を受け、20年をピークに減少に転じたが、その後、順調に回復し、29年には過去最高を更新している。
- 在留資格別に見ると、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格への変更許可をした数が2万486人（91.4%）で最も多く、平成28年と比べ3,133人18.1%増加している。
- 国籍・地域別に見ると、中国が1万326人と全体の46.1%を占め、次いでベトナム4,633人（20.7%）、ネパール2,026人（9.0%）の順となっている。

【在留資格別】 (人)

在留資格	年	平成25	26	27	28	29
総数		11,647	12,958	15,657	19,435	22,419
技術・人文知識・国際業務				13,791	17,353	20,486
人文知識・国際業務		7,962	8,758			
技術		2,428	2,748			
経営・管理		321	383	682	916	712
教授		634	704	684	598	626
医療		90	114	234	257	254
研究		107	124	102	87	102
教育		51	59	73	87	93
高度専門職				17	27	43
宗教		16	8	20	14	25
介護						18
芸術		4	6	18	3	9
公用		1	5	3	2	7
その他		33	49	33	91	44

(注) 法改正により、平成27年4月1日以降、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

【国籍・地域別】 (人)

国籍・地域	年	平成25	26	27	28	29
総数		11,647	12,958	15,657	19,435	22,419
中国		7,637	8,347	9,847	11,039	10,326
ベトナム		424	611	1,153	2,488	4,633
ネパール		293	278	503	1,167	2,026
韓国		1,227	1,234	1,288	1,422	1,487
台湾		360	514	649	689	810
インドネシア		111	124	147	214	253
スリランカ		95	87	121	177	242
タイ		167	171	200	238	239
フィリピン		41	65	126	168	230
ミャンマー		122	129	160	183	212
その他		1,170	1,398	1,463	1,650	1,961

(注) 表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

最近講じた措置

中小企業に就職する留学生からの在留資格変更許可申請における提出資料の簡素化（平成31年3月）

- 厚生労働大臣から「ユースエール認定企業」として認定を受けている中小企業等に就職する場合、在留資格変更許可申請を行う際に必要となる各種提出書類について、大企業と同様に簡素化することとした。

本邦の大学を卒業した留学生の就職支援～特定活動告示の改正～（令和元年5月）

- 本邦の大学又は大学院を卒業・修了した留學生が、日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務に従事する場合、その業務内容を幅広く認めることとした。

優秀な学生等の在留諸申請における審査の迅速化及び提出資料の簡素化（令和元年6月）

- 外務省から委託を受けた独立行政法人国際協力機構が実施するイノベティブアジア事業の研修を修了した者が在留諸申請を行う場合、在留審査の優先処理対象者としてすること及び提出資料の一部（学歴及び職歴その他経歴を証明する資料）を簡素化することとした。

今後の検討事項

手続簡素化の対象企業の拡大

- 一定の条件を満たす中小企業等への留學生就職支援に関し、手続簡素化の対象となる中小企業等の拡大の検討を行う。（「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」関連施策番号70）

特定活動告示改正の周知促進

- 日本の大学・大学院を卒業・修了した留學生の就職支援に向けた特定活動告示改正の普及を行う。（「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」関連施策番号68）

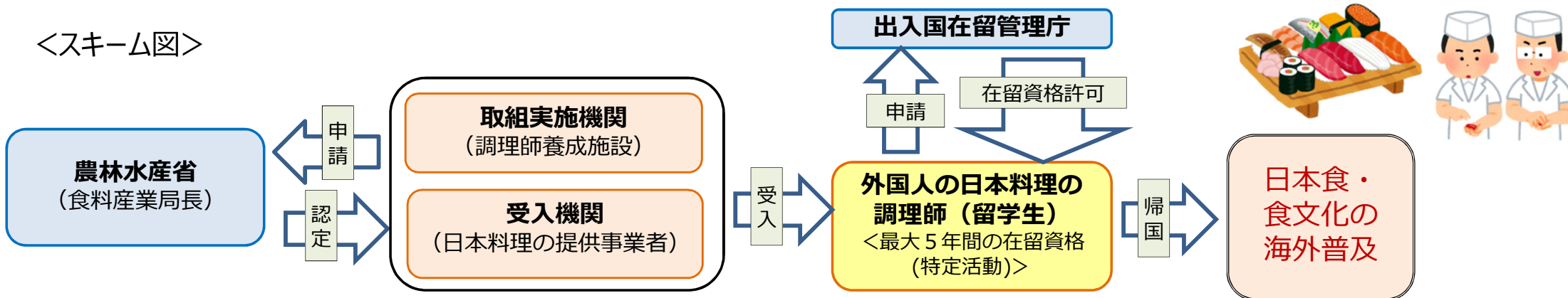
高度外国人材の受入れ円滑化に向けた入国・在留管理制度等の改善

- 留學生による我が国での起業の円滑化を図るべく、「外国人起業活動促進事業」及び「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」に関連する制度・運用の拡充をはじめとした、入国・在留管理等に係る制度・運用の見直し等を進め、2019年度中に結論を得る。（「成長戦略フォローアップ」令和元年6月21日閣議決定）

現行制度

- 農林水産省において、日本食及び食文化の海外への普及を促進するため、日本の調理師学校を卒業した外国人留学生（調理師免許取得）が、引き続き、日本国内の日本料理専門店等で働きながら、技術を学べる（最長5年間）制度を平成26年2月から実施している（日本料理海外普及人材育成事業）。

<スキーム図>



関係団体等からの要望

- 食文化については、これまで日本料理事業で認められていた日本料理のみならず、日本の食文化・技術を取り込んでいる外国料理にも拡大するとともに、日本料理とも関連の深い和菓子や、外国由来の洋菓子といった製菓分野についても拡大してほしい。

主な政府関連施策

- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について（令和元年6月18日）【抜粋】
 - ・ 調理又は製菓の科目を専攻して専門学校の専門課程を修了した留学生が就職できる業務の幅を広げるため、「日本料理海外普及人材育成事業」を拡充し、日本料理に加え、その他の調理や製菓についても海外普及人材を育成するための所要の措置を今年度早期に講ずる。
- 成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日）【抜粋】
 - ・ 調理又は製菓の科目を専攻して専門学校の専門課程を修了した留学生が就職できる業務の幅を広げるため、「日本料理海外普及人材育成事業」を拡充し、日本料理に加え、その他の料理や製菓についても海外普及人材を育成するための所要の措置を今年度早期に講ずる。